

薬生食監発 0129 第 1 号  
令和 2 年 1 月 29 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

#### 牛乳等における異味異臭疑い事案の調査について

標記については、「牛乳等における異味異臭疑い事案の調査について」（平成 30 年 6 月 14 日付け薬生食監発 0614 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知。以下「食品監視安全課長通知」という。）に基づき、調査を実施していただくようお願いしているところです。

今般、農林水産省から別添のとおり依頼がありましたので、牛乳等における異味異臭疑い事案を探知した際は、食品監視安全課長通知に基づき調査を行うことに加えて、当該事案が発生した旨を農政主管部局に伝達していただき、また、その後の調査状況を求められた場合等は、必要に応じ農政主管部局と情報共有するようお願いいたします。

元生畜第 1573 号  
令和 2 年 1 月 24 日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 殿

農林水産省生産局畜産部  
牛乳乳製品課長

牛乳等における異味異臭疑い事案の調査について（協力依頼）

このことについては、「牛乳等における異味異臭疑い事案の調査について」（平成 30 年 6 月 14 日付け薬生食監発 0614 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）を踏まえ、「牛乳等における異味異臭疑い事案の調査について」（平成 30 年 6 月 14 日付け農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知）に基づき衛生主管部局と農政主管部局において協力して行うよう都道府県農政主管部局に対し要請しているところです。

今般、乳業者（乳処理施設）の所在地と異なる都道府県から供給された生乳（原料乳）を使用した牛乳において異味異臭疑い事案が発生し、原因として生産者（搾乳業者）において、生乳に飼養管理時の臭気が移行した可能性があることが報告されました。

このように、複数の都道府県に関係する事案においては、関係する都道府県の衛生主管部局と農政主管部局が連携し、発生原因の速やかな把握及び、その原因に応じた発生防止のための乳牛の飼養時や搾乳時等における対策の策定等を行い、生産者等への指導の徹底を図る必要があります。

このため、貴省から各都道府県衛生主管部局に対し、衛生主管部局が牛乳等における異味異臭疑い事案を探知した場合は、農政主管部局に当該事案が発生した旨を伝達いただき、また、その後の調査状況を求められた場合は、必要に応じ農政主管部局と情報共有するよう、依頼していただくようお願いいたします。